

## よくあるご質問（一部早期支給について）

令和3年8月25日

### 【一部早期支給の対象について】

- Q 1. 対象店舗がどのような要件を満たせば交付されるのか？
- Q 2. 早期支給を受けようとする場合は、令和3年9月13日以降に申請受付が予定されている富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）の本申請を行わなければならないか？
- Q 3. 本申請において、売上高減少方式で申請しようと考えているが、一部早期支給を受けられるか？
- Q 4. 通常の営業時間が午後8時までの店舗で酒類の提供を自粛した場合、一部早期支給の対象となるか？

### 【支給額について】

- Q 5. 一部早期支給額はいくらか？
- Q 6. 本申請において売上高方式で申請予定であるが、協力金の交付1日あたりの交付単価が下限額（富山市内の店舗：3万円、富山市以外の店舗：2.5万円）を上回る場合、一部早期支給との差額はどのように交付されるのか。

### 【申請手続きについて】

- Q 7. 電子申請はできるか？
- Q 8. 申請に当たっての添付書類はどのようなものが必要か？
- Q 9. 一部早期支給の受付期間である令和3年9月10日を過ぎてしまった場合は、一部早期支給の申請を受け付けてもらえるか？

### 【その他】

- Q 10. 一部早期支給の対象者、交付要件に該当する場合は、必ず一部早期支給分の申請を行わなければならないのか？
- Q 11. 一部早期支給で不交付となった場合は、本申請でも不交付となるのか？
- Q 12. みなし大企業の協力金支給額の計算は、大企業として「1日あたり売上高減少額×0.4」でよいか。あるいは、中小企業の協力金支給額計算で行うのか？

## 【一部早期支給の対象について】

### Q 1. 対象店舗がどのような要件を満たせば交付されるのか？

A. 次の要件を全て満たす場合に早期支給分が交付されます。

#### 【要件】

- (1) 中小企業基本法上の中小企業又は個人事業主であること。
- (2) 対象店舗が、時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている飲食店であること。  
※食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗であること。  
※以下の店舗等は対象外となります。
  - ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
  - ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
  - ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
  - ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
  - ⑤ 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
  - ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
  - ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
  - ⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
  - ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
  - ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの等）
- (3) 対象店舗が、業種ごとのガイドラインを遵守していること。
- (4) 対象店舗が、令和3年8月20日（金）午後8時から同年9月12日（日）深夜12時までの全ての期間において時短要請（午後8時から翌朝5時までの時間帯の営業自粛）にご協力いただくこと。（終日休業とした場合も含む。）  
※まん延防止等重点措置区域（富山市内）の対象店舗については、終日、酒類の提供及びカラオケ設備（飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備）の利用を自粛すること。  
※富山市以外の対象店舗については、酒類の提供を午後7時までとしていること。
- (5) 令和3年8月20日（時短営業要請日）以前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年9月12日以降であること。
- (6) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。

- (7) 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
- (8) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- なお、提供いただきました情報につきましては、富山県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会させていただくことがあります。
- (9) 要請期間終了後に、必ず本申請をしていただくこと。
- また、本申請時において、原則、売上高方式※で申請すること。
- ※売上高方式：前年又は前々年度の1日当たりの売上高を基に、協力金の支給額を算出する方式（中小企業又は個人事業主を対象とした申請方式）
- (10) これまで富山県からの要請に対して継続して協力し、要請違反の事実がないこと。

**Q 2. 早期支給を受けようとする場合は、令和3年9月13日以降に申請受付が予定されている富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）の本申請を行わなければならないか？**

- A. 早期支給を受給する場合には、本申請を行うことが必須となります。  
本申請をしていただけない場合は、早期支給分は県に返還していただきます。

**Q 3. 本申請において、売上高減少方式で申請しようと考えているが、一部早期支給を受けられるか？**

- A. 早期支給については、原則、本申請において売上高方式で申請する場合にのみ受給が可能です。

**Q 4. 通常の営業時間が午後8時までの店舗で酒類の提供を自粛した場合、一部早期支給の対象となるか？**

- A. 通常の営業時間が午後8時までの店舗の場合は、協力金の対象外となります。  
したがって、一部早期支給についても対象外です。

## 【支給額について】

Q 5. 一部早期支給額はいくらか？

A. 以下のとおりとなります。

1日あたりの支給額の下限額×12日分

- ・富山市内の店舗 36万円（3万円×12日分）
- ・富山市以外の店舗 30万円（2.5万円×12日分）

Q 6. 本申請において売上高方式で申請予定であるが、協力金の交付1日あたりの交付単価が下限額（富山市内の店舗：3万円、富山市以外の店舗：2.5万円）を上回る場合、一部早期支給との差額はどのように交付されるのか。

A. 本申請において交付単価を精査した上で、今回の一部早期支給分を控除した差額を支給します。

## 【申請手続きについて】

### Q 7. 電子申請はできるか？

- A. 令和3年8月31日（火）から電子申請の受け付けを開始します。  
県のHPを確認してください。



URL : <https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kyouryokukin.html>

なお、申請は令和3年9月10日（金）23時59分までに送信を完了してください。

### Q 8. 申請に当たっての添付書類はどのようなものが必要か？

- A. 詳しくは【交付要件・提出書類チェックリスト】を確認してください。

### Q 9. 一部早期支給の受付期間である令和3年9月10日を過ぎてしまった場合は、一部早期支給の申請を受け付けてもらえるか？

- A. 9月10日の提出期限を超過してしまった場合は、一部早期支給を行うことができませんので、9月13日以降の本申請で申請を行ってください。

## 【その他】

**Q10. 一部早期支給の対象者、交付要件に該当する場合は、必ず一部早期支給分の申請を行わなければならないのか？**

A. 一部早期支給は希望される対象事業者に行うものであり、必ず申請しなければならないものではありません。

一部早期支給を希望しない場合は、9月13日以降の本申請で申請してください。

**Q11. 一部早期支給で不交付となった場合は、本申請でも不交付となるのか？**

A. 今回の受付では、なるべく早期に協力金を交付するため、申請書類を簡素化しております。そのため、書類不備等により申請内容で交付の判断ができない場合などは不交付とさせていただく場合があります。

このような理由で一部早期支給で不交付となった場合は、本申請では交付対象となる場合がありますので、詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

**Q12. みなし大企業の協力金支給額の計算方法は、大企業として「1日あたり売上高減少額×0.4」でよいか。あるいは、中小企業の協力金支給額計算で行うのか？**

A. みなし大企業の協力金支給額の計算方法は、中小企業、大企業いずれでも構いません。なお、一部早期支給の申請は、本申請において売上高方式で申請される店舗を対象としています。

<参考>みなし大企業の考え方

次のいずれかに該当する中小企業を「みなし大企業」とします。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数または出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える中小企業者